

国民経済計算次回基準改定に関する研究会

第2回 議事要旨

1. 日時：平成25年4月26日（金）15:00～17:00

2. 場所：合同庁舎4号館1214会議室

3. 出席：

（構成員）

中村法政大学教授（座長）、岩本東京大学教授、野村慶應義塾大学准教授、深尾一橋大学教授、藤井東京大学教授、宮川学習院大学教授

（オブザーバー）

肥後日本銀行調査統計局参事役、高田総務省政策統括官付審査官 他

（事務局）

梅溪経済社会総合研究所長、道上総括政策研究官、丸山国民経済計算部長、二村国民経済計算部企画調査課長、茂呂国民経済計算部国民支出課長、今井国民経済計算部国民生産課長、多田国民経済計算部企画調査課課長補佐 他

4. 概要：

- 内閣府から、資料1～4に基づき、「兵器システムの資本化（D04）」、「鉱物探査と評価（D09）」、「R&Dの資本化（C01、D02）」、「自己最終使用のための産出額評価（C06）」について説明した後、意見交換を行った。概要は後述の通り。

（兵器システムの資本化）

- 本勧告への対応の方向性、GDPへの影響の試算の内容については異論がないという意見が示された。一方、国によっては、兵器システムや軍事在庫を独立表章していない例があり、公表のあり方については、国際的な傾向を踏まえつつ、別途検討が必要であるとの意見があった。
- 平成23年産業連関表において、本勧告に対応しないのは、統計体系の一貫性としては望ましくないという意見があった。

→これに対し、オブザーバーより、平成23年産業連関表については、昨年末に作成基本要綱を決定したところであり、2014年末の速報値公表に向け、現在推計作業の段階にあるとしたうえで、兵器システムについては、現在の産業連関表でも「武器」等の部門があり、産出先の変更については、関係府省と議論し、対応が可能かどうか検討したい、との説明があった。

（鉱物探査と評価）

- 鉱物探査として、独立行政法人石油天然ガス金属資源機構（JOGMEC）分のみを計上することとなっているが、これに限定してよいかという意見や、海外での鉱物探査活動は、国内固定資本形成の範疇には入らないという考え方もある一方で、知的財産としてみれば、国内の知識の蓄積と見ることも考えられる、との意見があった。

→これに対し、事務局より、現時点では国内の探査活動を把握することとしており、民間企業

が単独で行っているケースはそれほど多くないと考えられること、また、民間企業の財務諸表では試掘費用が把握できないことから、JOGMEC をおさえることとしているとの回答を行った。

- 事務局の資料では、政府が JOGMEC から鉱物探査を市場価格で購入しているという整理がされているが、JOGMEC の事業費の中には、経常費用に加え資本的支出も含まれている可能性もあり、資本的支出については、固定資本収益を評価して生産費用に加算するというのが 2008SNA の考え方であり、資本的支出が入っているかどうかで、過大推計でも過小推計でもありうるとの発言があった。
- 座長から、本項目のとりまとめとして、当面は事務局資料のとおり、情報が入手可能な JOGMEC の鉱物探査について把握し、耐用年数も当面は試掘権の法定耐用年数である 8 年を使用するという点でよいかの確認がなされ、特段異論は示されなかった。

(R&D の資本化、自己最終使用のための産出額評価)

- GDP への影響の試算結果については、既存研究の試算値よりやや大きく、(現在、事務局資料では考慮していない) 固定資本収益を加えることになれば、さらに大きなものとなるとの発言があった。また、2008SNA では経済的便益を生まない R&D は中間消費とするとされているが、ここでは全ての研究費を積み上げており、GDP への影響やストック額が過大という印象もあるが、経済的便益を生まない R&D 分をどう処理するかという発言があった。これに対し、経済的便益がないケースについて 2008SNA マニュアルでは詳細が書かれていないが、陳腐化して価値がなくなったものという意味ではなく、最初から経済的便益を生まない活動と考えるほかないとの発言があった。
- 産出額の計測に際して、大学等の人件費についてフルタイム換算を行っている点に関して、この基礎データに問題がないかの精査が必要との意見や、中間投入等では同様に研究活動相当分を取り出しているのかとの質問があった。
→この点について、事務局から、人件費以外についてはフルタイム換算を行っていない(中間投入等については全て研究活動に使われたものと整理している)との回答があった。
- R&D を事業所として独立のものとして扱うべきか否かの論点について、各経済活動の副次的生産物として行うという事務局案に対し、企業内研究開発を独立した経済活動として扱うか、各経済活動に内包させるかは難しい判断となるが、2008SNA マニュアルでは「別個の事業所が区分されるべき」と書かれており、我が国産業連関表では一歩進んで、企業内研究開発を独立のアクティビティとして記録してきたことや、産業連関表の情報を JSNA でわざわざ各経済活動にばらすことの技術的な難しさを踏まえれば、慎重に検討すべきとの意見があった。
- 研究の実施主体から、成果が帰属する部門への組み換えを行うという点については、R&D の産出と支出、受託と委託の関係をしっかりと描くことも重要との意見があった。
- 事務局案において、自己勘定 R&D 産出額の推計に固定資本収益を加えていない点について、どういう統計情報が必要なのかを把握する必要があるとの意見があったほか、既存研究を行った際には R&D 産出活動における資産取得の把握を行い、固定資本収益を計測する手前まで準備をしていたはずであり、もう少し検討が必要との意見があった。

- 特許権使用料のうち、海外からの輸入分については、契約形態が不明なことから、全額中間消費に扱うということは適当であるが、国内取引分については、「企業活動基本調査」において特許権使用料の支払・受取を把握しているはずであり、一部でも対応可能であれば、体系の整合性を確保する観点からそうすべきであるとの発言があった。
- 自己勘定 R&D とソフトウェアの重複の処理の方法については、重複分を R&D から除くべきか、ソフトウェアから除くべきかの考え方の整理が必要。
- 耐用年数については、鉱物探査のように税法上の耐用年数を取っているケースと、経済的な償却年数を見ているケースがあり、全体的にチェックをして考え方を整理する必要があるとの意見があった。また、耐用年数については、「民間企業投資・除却調査」における産業別の有形資産の陳腐化率に係る情報を援用することもありうるとの意見があった。
- 平成 23 年産業連関表で、R&D の資本化に対応しない方向であるのは残念であるとの意見があった。

→この点について、オブザーバーから、産業連関表上の取扱いについては、以前に、内閣府からも暫定的な試算値を提示いただいた上で検討を行ったが、輸出入の扱いや、特許権の各部門への配分等のいくつかの問題があることから、平成 23 年表では、見送った経緯があること、産業連関表が対応しなくても JSNA が先行して対応することは可能であり、産業連関表としては平成 27 年表で対応できるか検討したいということについて発言があった。

- 自己最終使用のための産出額の評価法については、自己勘定 R&D 以外の項目についての、諸外国の対応状況も把握すべきとの意見があった。
- 議論のとりまとめの結果、①特許権使用料については、輸入分は中間消費とすることで了承が得られた一方、国内取引分については基礎統計を踏まえて再検討する、②企業内研究開発を独立した活動として記録するかどうかについては、さらに検討を続ける、③耐用年数についても意見を踏まえてさらに検討する、こととなった。

(その他)

- 事務局より、資料 5、6 に基づき、前回の本研究会で議論のあった「再保険 (C05)」、「保有利得税 (F09)」に係る資料の修正点等について説明。構成員からは特段意見はなかった。

(次回以降の予定)

- 事務局より、資料 7 に基づき、次回以降の当面の予定について説明。第 3 回会合は、6 月 28 日 (金) 15:00~17:00 に開催し、所有権移転費用の精緻化 (D08)、供給・使用表の枠組の構築の現在の検討状況等について扱う旨説明。

(以上)